

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

日高川町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 日高川町地域

(1) 現況

本地域は、日高川の中上流域に位置し、上流域では支流に沿って急峻な地形が多く、点在する農用地において果樹栽培とともに棚田等において稲作が行われている。中流域では、比較的平坦な農用地が多く、柑橘を中心に野菜栽培とともにウスイエンドウ、ミニトマトや花き等の施設栽培も盛んな地域である。

また、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい地域もあることから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	日高川町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号(多面的機能支払)事業

県の基本方針において、農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るために、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要であり、このためには、県、町、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備することが必要であるとしている。

以上を踏まえ、本町も推進体制に参画し、農業者団体等への丁寧かつきめ細やかな支援ならびに制度のより効果的かつ円滑な実施に資するものとする。

また、本町では平場において適切に維持管理が行われていても、何らかの要因で除外されている白地農地が存在するが、これらは隣接した青地農地や、町内の農用地区域と同様に耕作等が行われている。このことから、白地であっても適切な維持管理により多面的機能の保全を図る区域においては、白地農地も対象とする。

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業

1. 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

半島振興法の指定地域、特定農山村法の指定地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合(この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)

(b) 緩傾斜農用地については、中津地区及び美山地区の田 1/100 以上 1/20 未満以上、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満の農用地に限る。

(2) その他留意すべき事項

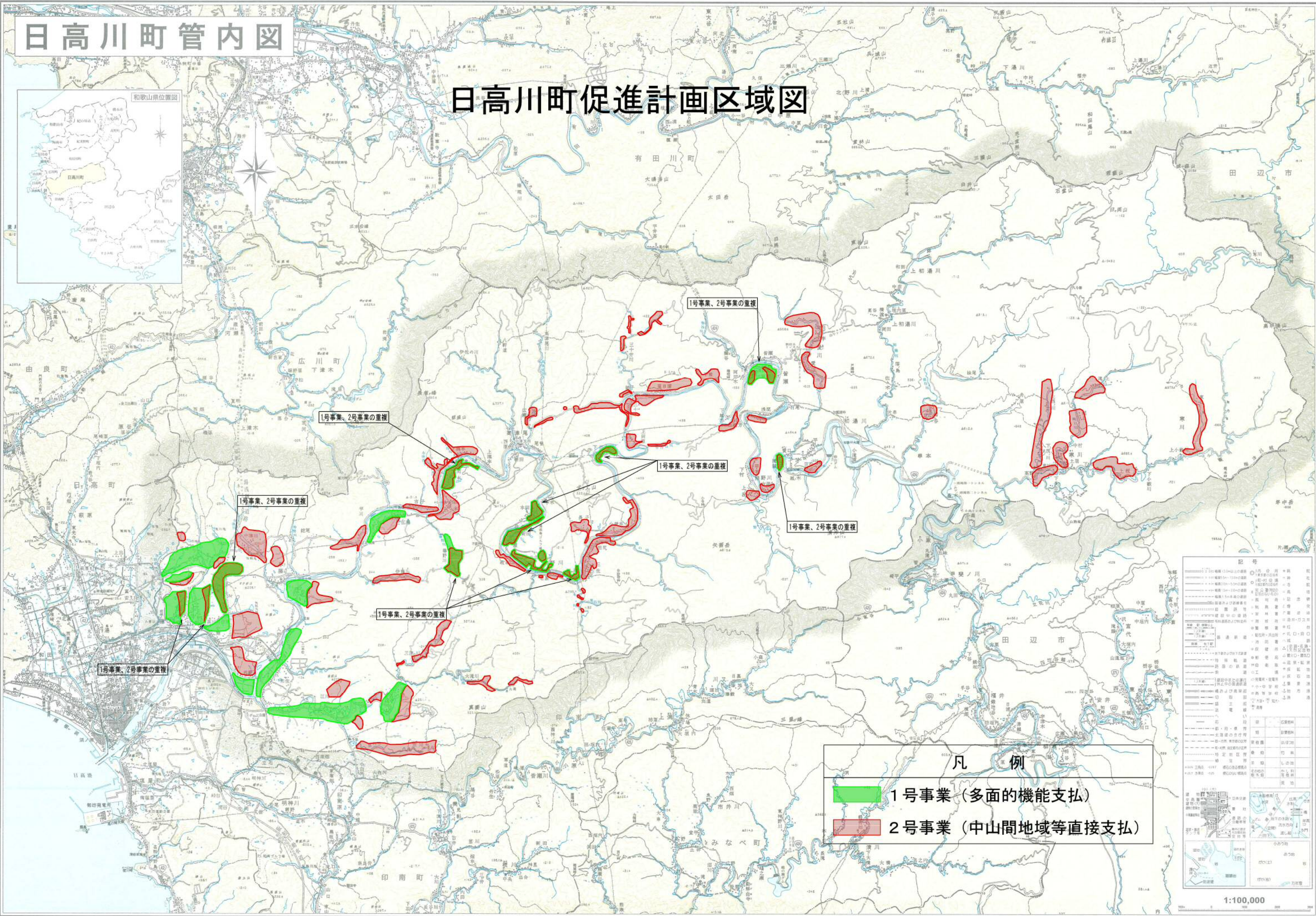
集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

2. 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

日高川町管内図

日高川町促進計画区域図



1号事業、2号事業の重複

1号事業、2号事業の重複

1号事業、2号事業の重複

1号事業、2号事業の重複

1号事業、2号事業の重複

1号事業、2号事業の重複

凡例

- 1号事業（多面的機能支払）
- 2号事業（中山間地域等直接支払）

記号	
	国道10号
	国道166号
	県道100号
	県道101号
	県道102号
	県道103号
	県道104号
	県道105号
	県道106号
	県道107号
	県道108号
	県道109号
	県道110号
	県道111号
	県道112号
	県道113号
	県道114号
	県道115号
	県道116号
	県道117号
	県道118号
	県道119号
	県道120号
	県道121号
	県道122号
	県道123号
	県道124号
	県道125号
	県道126号
	県道127号
	県道128号
	県道129号
	県道130号
	県道131号
	県道132号
	県道133号
	県道134号
	県道135号
	県道136号
	県道137号
	県道138号
	県道139号
	県道140号
	県道141号
	県道142号
	県道143号
	県道144号
	県道145号
	県道146号
	県道147号
	県道148号
	県道149号
	県道150号
	県道151号
	県道152号
	県道153号
	県道154号
	県道155号
	県道156号
	県道157号
	県道158号
	県道159号
	県道160号
	県道161号
	県道162号
	県道163号
	県道164号
	県道165号
	県道166号
	県道167号
	県道168号
	県道169号
	県道170号
	県道171号
	県道172号
	県道173号
	県道174号
	県道175号
	県道176号
	県道177号
	県道178号
	県道179号
	県道180号
	県道181号
	県道182号
	県道183号
	県道184号
	県道185号
	県道186号
	県道187号
	県道188号
	県道189号
	県道190号
	県道191号
	県道192号
	県道193号
	県道194号
	県道195号
	県道196号
	県道197号
	県道198号
	県道199号
	県道200号

1:100,000

この地図は、国土院院長の承認を経て、国院院の3/31の1/300000を複製したものである。(承認番号 平20年地、第204号)